

令和4年度高知市立高知特別支校学校 部活動の方針

令和4年4月1日 決定

1 本校における部活動の位置付け

本校においては、部活動を、平成29年3月告示 中学校学習指導要領 第1章総則 第5 1 ウ「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」との記述に基づき、学校教育の一環として位置付ける。

本校における全ての教育活動は学校教育目標「やる気いっぱい 市特のなかま」の実現を目的として行われるものであるため、部活動においても同様とする。

2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動運営方針の策定等に関すること

- ① 校長は、高知市運動部活動ガイドライン（平成30年12月策定）を参考に、毎年度「高知市立高知特別支援学校部活動運営方針」（以下「方針」という。）を策定する。
なお、方針は文化部にも適用するものとする。
- ② 校長は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を、担当職員に作成及び提出させるものとする。
- ③ 校長は、方針の内容を中学部及び高等部の生徒並びに全校の保護者に説明するものとする。

全校の保護者に対しては本校のHPに掲載することをもって説明とするものとし、部活動に加入する生徒及びその保護者に対してはその加入する際に説明するものとする。

(2) 部活動の指導及び運営に係る体制の構築について

- ① 校長は、令和3年度、体育部としてバスケットボール部の、文化部として和太鼓部の部活動を置く。
- ② 校長は、①の各部に顧問及び副顧問を置く。
- ③ 生徒は、顧問又は副顧問に入部届を提出することで部員となることができる。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等によって各部活動の活動内容を把握することによって、生徒が安全にスポーツ又は文化活動を行うとともに、部活動の指導に当たる教員が過度の負担を負うことのないよう、必要に応じて活動内容の指導及び是正を行うものとする。
- ⑤ 校長は、部活動において必要となる費用の内保護者の負担によることが適当であると認めるものについて、保護者の理解を得た上で保護者から徴収することができるものとする。

3 合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長並びに顧問・副顧問及び指導に携わる教員は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 本校の部活動は、特別支援学校における教育活動の一環であることに鑑み、生徒の様子や特性、身体面・精神面への配慮の必要性などを十分に考慮して行われなければならない。このため担当教員は、生徒とのコミュニケーションを十分に図るとともに、一人ひとりの生徒がその活動におけるそれぞれの目標を達成できるよう留意しなければならない。また、保健体育の教員や養護教諭等との連携や協力を積極的に行い、活動が適切かつ充実したものとなるよう努めるものとする。

(2) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中（長期休業中を除く）においては、原則として週当たり2日以上休養日を設定するものとし、この際、平日において少なくとも1日、日曜日及び土曜日（以下「週末」という。）において少なくとも1日を休養日とする。
また、週末に大会参加等で活動した場合には、その週末において設定すべき休養日を他の日に振り替えて設定するものとする。
- ② 長期休業中における休養日の設定は、①に準ずるものとする。また、生徒が十分な休養を取るとともに、部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとする。
- ③ 1日当たりの活動時間は、平日では長くても2時間程度、週末又は学校の休業日には同じく3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 熱中症及び感染症等の防止

校長及び顧問・副顧問は、熱中症及び感染症等の予防に最大限の努力を行う。

4 本校における生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 地域等との連携

- ① 校長は、本校が特別支援学校であることに鑑み、障害のある人のスポーツ振興を図る観点から、地域の障害のある人のスポーツ団体等との連携を深めるよう努める。
- ② 校長は、本校卒業生の余暇活動の充実を図る観点から、卒業生が行う活動と合同で部活動を行うなどの連携を図る。

(2) 安全上の配慮

- ① 生徒が部活動を行う場所まで移動するに際しては、保護者の送迎その他の適切な手立てを講じることによって、安全の確保に配慮するものとする。
- ② 活動に際しては、生徒が有する特性等を踏まえ、安全に活動することができるよう配慮するものとする。

5 その他

(1) 台風や集中豪雨，地震等の災害への対応

- ① 授業日における活動については，授業の実施について学校及び市教委が行う判断を準用するものとする。
- ② 授業日以外における活動については，活動開始時刻の2時間前の時点で高知市教育委員会が定める休校（休業）等に関する判断基準に該当する場合は，活動を中止することとする。

なお，この際担当教員は，中止になった旨を生徒及び保護者に連絡することとする。

(2) 新型コロナウイルスへの対応

感染状況を踏まえた高知県教育委員会及び高知市教育委員会からの通知等並びに党が通知等に基づく高知県立学校及び高知市立学校の部活動の実施状況等を考慮しつつ，活動制限等の措置を講じることがある。

(3) 運営細則の制定

校長は，本方針に基づいた運営細則を作成する。

(4) 協議等

この方針に定めがあること以外のことについては，必要に応じて協議の上，校長が定めることとする。